

○まじま委員長 ただいまより、建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、福居委員から遅れる旨の届出があります。

それでは初めに、1、令和4年第2回定例会提出議案についてを議題といたします。

議案第3号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算について、議案第6号、旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○沖本上下水道部長 令和4年第2回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる議案につきまして御説明いたします。

議案第3号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書18ページの実施計画を御覧ください。高砂台調整池新築工事の工事期間等の変更に伴う補正として、資本金収入の1款1項1目企業債及び資本金支出の1款1項2目施設整備費で、それぞれ1億8千830万円を減額しようとするものでございます。

次に、補正予算書19ページの調書を御覧ください。債務負担行為でございますが、高砂台調整池新築・電気設備工事費として、限度額を2億7千500万円とする債務負担行為を追加し、既に設定しております高砂台調整池電気・機械設備工事費につきましては、廃止をしようとするものでございます。

以上が、補正予算の説明でございます。

次に、議案第18号、旭川市支所設置条例及び旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、議案第17号、町の区域の変更についてにより、町の区域を新たに画することなどに伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例について、水道事業の給水区域及び公共下水道事業の予定処理区域で定める町名を改めようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○中野建築部長 令和4年第2回定例会提出議案のうち、建築部所管分について説明いたします。

議案第6号、旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が令和4年4月1日付で改正されたことに伴い、旭川市営住宅条例の一部を改正しようとするものであります。

国の施行規則の改正は、特定優良賃貸住宅の入居者資格のうち、同居親族の要件に里子が追加されたものであり、本市が管理する特定公共賃貸住宅についてもこの法律の適用を受けることから、条例においても同様に里子を追加するほか、引用条項の整理を行うものであります。

建築部が所管する議案の説明は以上であります。

○太田土木部長 令和4年第2回定例会に土木部から議案として提出させていただいております議案第7号、旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案件につきましては、本年供用開始予定でございます東光スポーツ公園の硬式兼軟式テニスコートの使用期間、使用時間及び使用料を定めるものであります。内容といたしましては、使用期間は4月20日から10月20日まで、使用時間は午前6時から午後6時までとなっており、そのうち6月1日から9月30日の期間は、午前6時から午後7時までとさせていただきます。使用料につきましては、1面1時間につき大人370円、高校生以下180円とするものでございます。

なお、施行日につきましては本年8月1日としているところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2の報告事項についてを議題といたします。

まず、令和4年第2回定例会提出議案に関わる事項であります。除雪グレーダの取得について、除雪トラックの取得について、地籍調査費等の繰越明許費繰越しについて、浄水施設工事等の予算繰越しについて、下水管布設工事等の予算繰越しについて、構内電話交換機設備更新工事等の予算繰越しについて、以上6件につきまして、理事者から報告をお願いします。

○幾原土木部雪対策担当部長 第2回定例会提出議案のうち、議案第11号及び第12号、財産の取得につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので、順次、御説明申し上げます。

議案第11号及び議案第12号につきましては、市道の除排雪作業に充てるため、除雪グレーダ1台を4千213万円で日本キャタピラー合同会社旭川営業所から、除雪トラック1台を4千336万2千円で北海道市町村備荒資金組合から、それぞれ購入しようとするものでございます。

除雪車両につきましては、これまでも計画的に購入してきたものでありまして、本年度は、除雪グレーダ1台及び除雪トラック1台を増車しようとするものでございます。

○太田土木部長 地籍調査費等の繰越明許費繰越しについてでございます。

本定例会に議案として提出させていただきます報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、土木部所管となります地籍調査費等の繰越明許費繰越しについて、御報告をさせていただきます。

本件は、令和4年第1回定例会におきまして繰越明許の議決をいただいた事業でございます。報告第2号の別紙、繰越明許費繰越し計算書にお示しいたしましたとおり、8款土木費、2項道路橋りょう費の地籍調査費、道路橋りょう整備費及び道路側溝整備費、5項都市計画費の都市計画道路整備受託費、都市計画公園整備費及び運動公園整備費の6事業を合わせまして、8億896万428円を令和4年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○沖本上下水道部長 令和4年第2回定例会提出議案のうち、水道局の所管に関わる報告事項につきまして、御説明をいたします。

まず、浄水施設工事等の予算繰越しについてでございますが、報告第4号に関わるものであり、内容は、石狩川浄水場の計装機器の更新工事に当たり、契約期間内に工事が完了しなかったことから、別紙の予算繰越計算書のとおり、浄水施設工事で1千500万6千円、受託事業費で2万4千241円の予算の繰越しを行ったものでございます。

次に、下水管布設工事等の予算繰越しについてでございますが、報告第5号に関わるものであり、内容は、国の補正予算に伴い実施しております下水管布設工事、処理場施設工事等で、主に補正予算の議決時期などの関係から工期が翌年度となりますことから、別紙、予算繰越計算書のとおり、合計で24億8千375万3千984円の予算の繰越しを行ったものでございます。

いずれも、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和4年第2回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院に関わります報告第6号、令和3年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、世界的な半導体不足の影響などにより、構内電話交換機設備更新工事につきましては契約期間内に工事が完了しなかったこと、また、化学発光免疫測定統合装置につきましては契約期間内に装置が納入されなかったことから、別紙の予算繰越計算書のとおり、それぞれ1億450万円及び1千980万円、合計1億2千430万円の予算の繰越しを行ったことにつきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、よろしくお願申し上げます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、ただいまの報告に関わりまして出席している理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施について、理事者から報告願います。

○太田土木部長 都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施につきまして、御報告を申し上げます。

資料を御覧ください。

本取組につきましては、令和2年度に実施しました都市公園のサウンディング型市場調査におきまして、多くの事業者から提案があり、また、利用者からの要望もあった公園における飲食サービスの提供につきまして、民間活力の導入可能性を検討するために行うものであり、その手法の一つとして、期間限定で、コストをかけず飲食サービスの提供が可能なキッチンカーによる営業を試行的に実施し、事業の有効性や課題等を検証するものでございます。

出店場所といたしましては、あさひかわ北彩都ガーデン及び常磐公園を予定しており、実施方法につきましては、資料にもありますとおり、指定管理者との連携により実施し、地域とのつながりが深い企業や団体などをコーディネーターとして選出し、コーディネーターによる出店調整などの協力を受けながら、公園の特徴や地域の特性に見合ったキッチンカーを出店しようとするものでございます。

事業の効果検証及び課題などの把握の手法といたしましては、出店者からの実施報告や利用者などへのアンケート調査により、利用者のニーズの把握や事業の持続性を主な視点として、事業化の方針や事業スキームを整理し、民間活力導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

今後の予定といたしましては、公園の使用許可や出店調整などの手続を進めた上で、6月中旬から10月中旬での実施を予定しております。その内容につきましては、本市ホームページ及びフェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、市民周知を図りたいと考えております。

以上、都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施についての報告とさせていただきます。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○金谷委員 まず、今の内容なんですけど、Park-PFI制度がなかなか進まないという中で、こういった事業を考えてみたいという報告なのかなと思うんですけど、コーディネーターという方のところに予算というのは考えているのか、また、今後、この事業に対しての予算化というのは何か提案されるのか。6月から始まるということになると、もう目の前ですよ。その辺のところはどんなふうに考えているのか、お聞きしたいんですよ。

○星土木部公園みどり課長 コーディネーターについてでございます。

今回の試行事業は、北彩都ガーデンと常磐公園で行うことを予定しておりますけれども、いずれの公園においても、公園の特徴や地域性等をよく理解し、公園の立地する地域で活動している企業や団体等にコーディネーターになっていただくことを考えており、指定管理者と協力しながら、公園のにぎわいづくりや利便性の向上につながる試行的取組を行いたいと考えております。

○太田土木部長 コーディネーター等に関する予算というふうなお話もございました。

今回は指定管理者と連携した中で、指定管理者の自主事業といった形の実施というふうにございます。ですので、コーディネーターにつきましては、特に、キッチンカーの場所のアドバイスを受けたりと、その公園に適したこういった業種のキッチンカーがありますよというような御紹介を受けた中で選定していくといったこととなりますので、コーディネーターに対しての委託料というのは発生しない範囲でやるということを考えてございます。

○金谷委員 分かりました。

指定管理者の自主事業でやるということで、いいことかなと思いますので、ぜひ、工夫してやってください。

終わります。

○まじま委員長 他に御発言ありますか。

○上村委員 私からも、ただいま報告のありました都市公園におけるキッチンカー試行事業の実施という内容に関して、幾つかお尋ねをしたいと思います。

一応、私個人としては、30分から40分ぐらいかなと思っているんですけど、速やかに進めば、適宜、前倒ししていきたいと思います。

まず最初に、私はこのキッチンカー、興味深い取組だというふうに受け止めております。今後、どういうふうに進めていくのかなというところで、質問の趣旨としては、初めての取組ということもありますので、試行事業ということではありますけれども、今後、永続的にこうした機能を、該当する2か所に限らず、あるいはこの場所以外でも面展開できるような形という可能性も含めて、

ぜひ、実りある事業にさせていただきたいなという思いがございます。

ということで、まず最初に、このキッチンカー、いわゆる最近のはやりかなと私は思っているんですけど、非常に質も高くなっていると思っています。非常に興味深い状況です。これを導入しようというふうに考えられた経緯と、この判断に至ったところの考え方をお聞きしたいのですが、報告事項の説明の中でありましたので、同じ説明をいただくということも必要ないというふうに判断いたしましたので、この点については割愛して始めたいと思います。

まずは、試行的、段階的な事業実施ということがポイントかなと思いますし、そんな中で、期間限定でコストをかけずにできるんだというのがキッチンカーの特色だというふうに評価をされているというふうに聞こえました。こうしたことでこの事業をとということなんでしょうけど、逆の言い方をすると、非常にアクセスしやすい状況になっているものですから、出てきやすいんだけど、帰ってもいきやすいという状況が生まれているやに私は受け止めています。逆に言うと、1台に限らず、複数台出られるのが望ましいと私は思っていますし、仮に数が限られるとしたら、一定程度、更新というか、役割交代をしてまた新しいところが入ってこられるようなものをつくる、そういう流れをつくるのも必要かなと。先ほどの帰ってもいきやすいというのは、もう少し雑な言い方をすると、あまりお客さんがいないとか、出してみたけどあまり売上げにつながらないぞとなったら、早々に撤退を検討してしまうんじゃないかということ。ここにいるよりも、違うところに行って商売したほうがいいんじゃないかっていうふうに考えられる背景もあるのではないかとこのようにちょっと危惧をしているところです。

それで、私自身としては、このキッチンカービジネスについて、本市の状況进行评估しているということをお先ほど述べました。本市における業界の動向、そして、事業者数も大分増えたんじゃないかなと思うんですけど、何社ぐらいの事業者がいらっしゃるのか、この押さえについて、まずはお聞きしたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 内容につきまして保健所に確認いたしましたところ、本市のキッチンカーにおける事業者数につきましては、令和4年5月末時点で90社ということでございますが、先日、コロナ禍による新たな販路開拓のため、道内におきましてもキッチンカーを活用した飲食チェーンへの参入が増えているといった報道もございまして、今後も事業者数の増加が期待されているものでございます。

また、近年におきましては、市内の公園におけますキッチンカーの営業ですとか、公園イベントと連携したキッチンカーの出店などに関する問合せが増えてきてございまして、本市におきましても、事業者によるキッチンカー営業の需要は高まりつつあるものと認識しているところでございます。

○上村委員 事業者数も100社に迫る勢い、そして、営業の需要も高まりつつあるということで、私は、あるイベントのときに実際にその現場を拝見しましたし、そのときに、事業者の方から聞いた話で、そういうもんなんだなと思って、感心したというか印象に残っているのが、このキッチンカー事業者の方たちは、どちらかというとお互いに事業場所の紹介をし合うというか、出店を促し合うような文化があると聞きました。普通だと、現場で、アイテムは違うかもしれませんが、それでもやっぱり、お祭りなんかをイメージすると分かりやすいわけですけど、競合するのが普通なので、その場をシェアするのかなというふうに思ったんですけども、そういう文化があるように

聞きました。現場で仲よくなって、今度こんなところに行くんだけど来ないかみたいな話で紹介をしているというふうにも聞いたものであります。そんなことも含めて、どういうふうに安定的にやっていくか、特に、公共が関わる中で、その辺りを気にするというのも一つありますので、その点についても順次、お尋ねをしたいと思うんですが、ここでちょっと視点を変えて、この事業の企画がどこから出てきたお話なのかということについてお尋ねいたします。

○星土木部公園みどり課長 今回のキッチンカーの事業がどこから出たかというお話です。

サウンディング調査というのを令和2年度に行ったときに、事業者さんの提案の中でもキッチンカーはどうなんだというお話があったのと、利用者さんから公園みどり課のほうに寄せられる意見の中でもそういう提案というのがあったところから、我々のほうでこの試行事業というのを考えたところでございます。

○上村委員 質問をもう少し具体的にします。

ということでいくと、旭川市役所がこの企画を持ち始めたという理解ですか。逆を言うと、今、指定管理者は公園緑地協会でしょうか、そこではなくて、市が発案した事業ということ、そういう理解でよろしいですか。

○星土木部公園みどり課長 今回の試行事業につきましては、指定管理者である旭川市公園緑地協会の自主事業という扱いで行うことになっておりまして、それに我々市のほうも連携してやるという形になっております。

○上村委員 分かりました。先ほどそんな説明でしたもんね。自主事業、つまりは、指定管理者が自らの権限と予算の範囲の中で行う事業として、このキッチンカーの試行事業を実施するということですね。分かりました。

自主事業であれば、市としては、基本的には、そこには関与しない。関与はするのかもしれませんが、大きく関与することはないという理解でよろしいですか。先ほどの自主事業であるという定義との関係を含めて、市としては、大きくこの事業に関与するものではないという受け止めでよろしいのでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 あくまで指定管理者の自主事業ということですので、基本的に事業の主体というのは指定管理者になります。ただ、公園管理者として、本市としても、そのやり方についてはいろいろと協議、相談をしながら、どういうやり方であれば、にぎわいづくりとか仕組みづくりを含めていい方向に進めていけるのかということを考えて、一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○上村委員 もう既に、そうした協議は両者の間で行われているということよろしいですか。

○星土木部公園みどり課長 そのとおりでございます。

○上村委員 それで、ちょっと、問題点あるいは課題と思われる部分の明示を事前にすべきだったのですが、今お聞きした点、この用意していただいた資料が非常に分かりやすいので、これを見ながらお聞きしようと思うんですけど、まず、今の話にちょっと飛びます。

市の関わり、そして、指定管理者の立ち位置、あるいは動きについての私の懸念です。コーディネーターという言葉が再三出てきておりました。このコーディネーターが、ちょっとよく分からないんです、私は。意味合いは分かります。意図することも分かりますが、私が分からないのは、指定管理者がいながら、なぜ、コーディネーターが必要なのかということです。コーディネーターが

必要なことはまだ理解できるというのは今、述べたとおりなんですけど、コーディネーターに非常に大きな役割が予定されています。その割には報酬もないという話が先ほどありましたけど、非常に雑なんですよ。

それで、この辺り、本来であれば、指定管理者がこういう業務を担って、あるいは発案をしてやっていただくということを期待して、恐らく皆さんはこの場所の管理を任せているはずなんですけど、ここについては指定管理者ではできないということなんでしょうか。コーディネーターが必要な理由と、指定管理者ができない理由をそれぞれお聞かせいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 コーディネーターにつきましては、地域とのつながりが深く、キッチンカーの出店における様々なノウハウを有している企業や団体を想定しております。その場所の雰囲気や季節などに見合ったもの、特色のある商品を提供できるキッチンカーを選定するためにも、コーディネーターの役割というのは非常に重要だと考えております。幅広い事業者の中から、公園に適した出店者を選定するという意味では、指定管理者の力を補完するという意味で、コーディネーターのアドバイスを受けながら事業を行うことがより適していると考えております。

確かに、指定管理者だけでもできることはできるのですが、さらにコーディネーターの力を借りることで、よりよい方向に持っていけるというふうに考えて、コーディネーターの仕組みを入れているところでございます。

○上村委員 資料のほうに、出店場所というか、導入場所はもう既に明示をされています。あさひかわ北彩都ガーデンと常磐公園の2か所ですね。ここは、それぞれ指定管理者も共通するというところであります。さらに、試行事業の実施期間については、その下の段落の中で、今後の予定というところなんですけど、6月の中旬から10月の中旬を予定するということですから、もう間もなく、今シーズンのトライアルをするのかなというふうに読み取れます。これはもう決定ですか。この場所、そして、実施期間、何より聞きたいのは、6月中旬ということになると、もはや2週間程度、もう時間としては本当に、この後、方向性が定まればすぐという状況かなと思うんですけど、この出店開始のイメージ、時期のイメージについて、お聞かせいただきたいと思います。もろもろ含めて6月中旬から始めるということのかなというふうにはしか読み取れないんです、この内容であれば。様々な調整をしてということなんだろうと思うんですが、具体的にはいつからの出店になるのかということもお聞かせいただきたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 試行事業の実施時期ということでございますけども、まず、北彩都ガーデンに係る実施時期につきましては、今、予定しております日程といたしましては、6月19日から始められればというような形で進めているところでございます。ただ、常磐公園につきましては、これから様々なイベント等がございますので、そうしたイベントとの調整を図りながら、実施時期を具体的に決めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、個別の出店等につきましては、やはり、そのキッチンカーの事業者の都合ですとか、そうしたことに鑑みながら、こちら調整を図りながら、出店日というものも決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員 ごめんなさい、ちょっと最後の部分、聞き落としてしまったんですけど、北彩都ガーデンにつきましては6月19日ということですよ。常磐公園については、今後、様々なイベントの予定もあることから、その辺りとの調整も含めて、もう少し慎重にスケジューリングをしたいと

ということかなと思います。ちょっとそこを改めてお聞きしたいのと、常磐公園の今後の予定ということでいくと、直近では、常磐公園を会場とするお祭りの露店ですか、大きな事業を控えているということはお聞きしたとおりですけど、そのほかにもいろいろあるんでしょうか。何かその辺りの情報提供も含めて補足していただきながら、常磐公園のほうの実施時期のめどについての答弁を、再び、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○星土木部公園みどり課長 今、お話がありましたように、今週末、護国神社祭を開催する予定になっておりますし、まだ打合せ等々は行っておりませんが、例年であれば、上川神社祭等が行われております。今年はまだ決まっていませんけれども、ほかのそういうイベントの動きも見ながらの調整になりますので、先ほどのような答弁になっております。

○上村委員 その中で、この点について言うと、随分と決まっていなという印象を受けています。もともとが試行事業ということでありまして、それを踏まえていろいろと調査検討を進めるといふために行うものでありますから、ある程度、その辺りを柔軟に設定して始める、あるいは、あまり堅苦しくないような枠組みでこうした試行事業を始めてみるんだということであれば、それはそれで一定の受け止めをせざるを得ない理由にはなると思うんですけども、それにしても、こんなにも決まっていなくていいんですかっていうふうに聞きたくなるような内容です。

それで、一つ具体的な数字の話をお聞きしたいんですけど、キッチンカーの出店者からは、場所の使用料収入みたいなものはいただくスキームになっているんでしょうか。

○星土木部公園みどり課長 キッチンカーの出店に際しましては、公園の土地を占有する際に必要な使用料を徴収することを考えております。仮に、車1台が10平米として、10平米の面積で公園の土地を占有するとなれば、1日当たり460円を徴収するような形になります。

○上村委員 1日当たり460円ですか。先ほどの東光スポーツ公園のテニスコートの使用料よりは高いのかもしれませんが、かなり廉価だろうなという設定だということは分かりました。これは、こういう仕組みですもんね、もともとが、常磐公園の占有料としてはこの程度に抑えているということが理由だというふうに思います。

それで、一番大事なところだと思うんですけど、先ほど事業者が90社あるという話もありましたし、その中で、コーディネーターの存在も明示されているわけですけど、具体的にどうやって事業者を選定するんですか。募集方法について、具体的にお聞きしたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 90社からの選定の方法ということでございますけども、北彩都ガーデンや常磐公園の特徴ですとか、地域の特性に合ったキッチンカーを設置できるよう、先ほどからありますように、コーディネーターがそちらを選別いたしまして、そのアドバイスを基に指定管理者が事業者を決定するという流れとなっております。

○上村委員 出店者の事業者選定においては、指定管理者が選定するということですね。アドバイスを聞くとはいえ、選定権限者は指定管理者であると。

コーディネーターはもう決まっているんですか。

○星土木部公園みどり課長 今の段階で、北彩都ガーデンについてはお話をさせてもらっている方はいらっしゃるんですが、正式な手続等はまだ行っておりません。

常磐公園についてはまだ決まっておりません。

○上村委員 非常に重要な役割を担っていただく事業者だと思うんですけど、繰り返しになります

けども、この先、あまり時間もないだろうということの中で、ある程度スムーズにコーディネーターを選定できるという見通しは立っていらっしゃるんですか。

○星土木部公園みどり課長 コーディネーターの選定は、見通しは立っているということによろしいと思います。

○上村委員 続けて、更新の考え方についてもお聞きしたいんですけども、先ほど、6月中旬から10月中旬、これが今年の当面のスケジュールですよね。限られた日程ではありますけど、この中で試行事業を実施するというのが皆さんの考えだと思います。当然ながら、それに続く冬のシーズンを超えるという想定に立てば、来春以降ということになるのかもしれませんが、その次の段階での出店事業者の更新については、どのような考え方を持っていらっしゃるのかという今段階での想定をお聞きしたいと思います。

○酒井土木部公園みどり課主幹 出店期間ですとか出店者の更新などにつきましては、本市が定めた試行事業の期間や、出店を許可する公園内の場所の範囲内で、指定管理者がコーディネーターの協力の下で出店に関する様々な調整を行うこととなりますが、事業者の希望する出店期間や、利用者の状況を踏まえながら、出店者の更新についても適時行っていく考えでございます。

○上村委員 これは出店者の意向により決するんですか。ちょっとその点の確認です。

○酒井土木部公園みどり課主幹 出店者の意向の確認も当然ながら行うんですけども、例えば、期間の中で、その時期にふさわしいキッチンカーの種別、そうしたことも踏まえながら、更新を考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○上村委員 ちょっと今の答弁、分かりにくいんですけど、最初の答弁では、一定の定めがあると。その中での話にはなるけれども、出店者の意向であるとか、そういう業種の特性なんかも加味しながら、出店者の更新については考えていきたいというような答弁でしたので、そこまで出店者の都合も聞いていただける、そのぐらい配慮した上で更新については考えていくのかなというふうに、逆にちょっと不安になったというか、むしろ、皆さん方の立場としては、どういう基準で更新をしていくんだとかっていう考え方ぐらいについては、まずはある程度手元で持つておくべきではないかと。試行事業の結果、途中でその内容が変わることはやぶさかではないとしても、あまりにもちょっと決まらな過ぎではないか、そして、相手方に左右される状況になっていないかということ懸念して、今、2回目の質問をしたんですけど、特にそれに対しての答えと思えるような回答ではなかったです。

逆に、そんなに決まってなくていいんですかということをお聞きしたいんですけど、その点について何か御発言はありますか。

○星土木部公園みどり課長 今回の事業は試行事業ということで、確かに、委員がおっしゃられるように、決まっていないというふうに見える部分もあるかと思います。

キッチンカーに出店してもらう期間については、我々としては、なるべく固まった日数で出ていただきたいと思いますが、いろいろな場所に行くというキッチンカーの性質上、出入りもいろいろあるかと思いますので、まずは、今年の試行事業の中で、キッチンカーの事業者さんの御意見、状況も確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

○上村委員 先ほど、使用料が入るのかということをお聞きしました。お聞きするまでもないと思いますが、逆に、主催者というか、行政側から出店者の事業者さんに対して、いわゆる出店料

をお支払いするということはありませんよね。いわゆる、出張っていただくわけですから、その売上げがどうかということは別として、場合によっては、イベントの主催者が、そういう出張業務に対して、一定の対価として、出店料として払うということはないことではないと思うんですけど、そこまでの考えはないですよということを確認しました。

そういう理解でよろしいですか。

○星土木部公園みどり課長 今回行う試行事業に関しましては、こちらからお金をお支払いして来ていただくということは考えておりません。

○上村委員 その中で、当然ながら、場所としての価値を認めていただいて、またやりたい、来年も来たい、場合によっては、別な事業者の方が、自分たちも行きたい、しかるべき手続の中で選定してほしいという声が出ることを私は期待しております。そして、その可能性は十分あると思っています。そんな中で、出店者の更新の在り方については、ぜひ、慎重かつ大胆に考えていただきたいと思います。90社あると言われている事業者の中で、どれぐらいの可能性があるのか、そして、ニーズがあるのかということも酌み取っていただきながら、行政がやることですから、いろいろな意見が寄せられると思うんです。なるべく、その意見に説明責任をしっかりと果たしながら、いろいろな事業者の方に関わっていただけるというような理想的なゴールを見据えながら、この試行事業を進めていただきたいというふうに、繰り返し申し上げたいと思います。

それで、最後にしようと思うんですけど、質問の趣旨は申し上げてまいりましたが、思い返せば、常磐公園の売店がなくなり、やがて、同じような機能を何か考えたいですよというふうに皆さんもおっしゃりながら、もう何年が経過したのかという状況でありますし、その間、様々、飲食業界の環境であるとか、条件だとかの考え方、あるいは制約が如実に変わってきているというのが今だと思っています。そんな中で、このキッチンカーの導入を試行事業として決め、今後、永続的に、あるいは拡大的にやっていけるんだろうかということの期待を受けているというのが現状だし、私はそういう期待をしているところです。今後の永続設置と、末永く、そうした公園の魅力、あるいは屋外での魅力として設置を続けられるようになってほしいという思いを受け止めていただいたときに、改めて皆さんのそうしたことに対する考え方と、あくまで今後の見通しということで結構ですけれども、どのような見通しを持って、今、この着手に至ろうとしているのか、その考え方を併せてお聞かせいただきたいと思います。

○太田土木部長 キッチンカーに係る試行事業ということで、様々御指摘をいただいたところでございます。

今回、あくまでも民間活力の導入といったことの視点を持ちながら、その取組の一つとしてのキッチンカーによる試行事業といったこととさせていただきます。先ほど、委員からもちょっとお話がありましたように、こういった飲食店とか売店といったものにつきましては、確かに、常磐公園の改修工事によりなくなったということがございまして、その代替の施設として、過去に、実際にキッチンカーをそこに設置するということを試しにやったことがございました。そのときも、公園緑地協会が指定管理者という立場の中で、キッチンカーを何台か置いたという実績もございましたが、実は、その当時、まだキッチンカーというのはそれほど認識されているものでもございませんでしたし、それほど商品の数もなかったということもあって、正直、これはあまり採算が取れなかったということがございました。ただ、今回またそういったキッチンカーに挑戦しようと考えたのは、やはり、

今回のコロナ禍におきまして、キッチンカーの業態が非常にバラエティーに富んだ中でいろいろ発展してきているというようなお話もございます。商品についても、焼き肉店が手がけるホットサンドといったようながっつりしたランチに適しているものから、軽食、あとはスイーツだとか、様々なものがございます。我々としては、まだがっちり固まったものではないんですけども、いろんなバリエーションのある食についても、いかに組み合わせるとうまい具合にいくのか、1台がいいのか、複数台を組み合わせるのがいいのか。そういったところでいけば、先ほど委員からお話がありましたけれども、今、キッチンカーの事業者さん同士がいろんな情報交換をしながら、あの場所がいい、この場所がいいということもやっているということもありますので、そういったネットワークがどこまであるのかということも、まだ、我々自身があまり把握できていない部分がございます。そういったことも踏まえると、そういった情報をつかみながら、どういったバリエーションでどう組み合わせるかといったことを企画、運営していくには、やはり、指定管理者だけではなく、キッチンカーの方々のネットワークに精通したコーディネーターさんの中に入れて、御紹介をいただいた中でやっていくのが一番いいのかなというふうにも考えてございます。

また一方では、コロナ禍におきまして、例えば、道路上におけるオープンテラスといったことで、屋外の公共スペースの活用というものも見直されております。そういったことを考えますと、公園というものもやはり貴重なオープンスペースでございますので、今後、ポストコロナ、ウイズコロナを見据えた取組としても、こうした公園の新たな魅力ですとか利便性を高めながら、キッチンカーの事業者にとっても新たな事業を展開できる機会が創出されるといったこともございますし、また地域にとっても、まちの活力ですとかにぎわいが創出されるといった効果も期待されるというふうにも考えてございます。

今回の試行事業の実施によりまして、どのような効果が実際に得られたかということはしっかり検証をしようと考えてございますし、そのためには、利用者へのアンケート調査、あるいは出店者からの実施報告、それらによって利用者のニーズ把握ですとか、何より大事な事業の採算性とか持続性といったことをしっかりと分析を行っていきたいというふうに考えております。

また、今回の試行事業の結果から、逆に、様々な課題も見えてくるのではないかとこのように考えてございます。ですから、事業化の検討に際しましては、そうした利用者や関係団体との意見交換もしっかり行っていきたいというふうに考えてございます。

また、こうした取組につきましては、多くの市民に、そういった公園に行けばキッチンカーがある、利用してみたいという思いを定着させていくということがやはり重要でございますので、一定の効果を得るまでには時間がかかるのかなというふうにも考えてございます。そういったことを考えれば、状況によりましては、この試行期間については、1年だけでなく来年もう一度実施してみようというような、試行期間の延長ということも必要かなというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、今回の試行事業の結果ですとか今後の考え方などにつきましては、引き続き、本委員会に御報告をしながら進めてまいりたいと考えておりますし、途中で今後の事業化が可能であるという判断に至った場合につきましては、キッチンカーの常設や事業者の公募など、適切な事業スキームの構築ですとか、さらなる事業展開手法等も含めて、都市公園における民間活力の方向性について、しっかり議論しながら検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

○上村委員 丁寧な御答弁ありがとうございました。

最後に、お聞きしていて思い出したんですけど、周知について、SNSも利用してというような話が先ほど、前段でありましたけれども、ぜひ、様々な媒体を使っただきたいと思います。最近、そういう傾向がよく見て取れます。ぜひ、有効活用していただきたいと思いますが、SNSで届く対象と、また、今までのツールが望ましい対象もいるのかなというふうに思いますので、その辺は、多方面でバランスを見極めながら取り組んでいただきたいと思います。

ぜひ、実りある試行事業になりますよう、応援しておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

○まじま委員長 他に委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、雪対策の取組について、理事者から報告願います。

○幾原土木部雪対策担当部長 雪対策の取組について、御報告申し上げます。

御手元に資料を配付しております。

まず、資料の1枚目、路面管理手法の試行についてでございます。本市の生活道路における除雪手法については、かき分け除雪を基本とし、おおむね厚さ30センチメートルの圧雪で管理しておりますが、暖気によりざくざく路面が発生しやすく、その処理に時間を要するといった課題もありましたことから、令和3年度に、新たな路面管理手法の試行を、4統合地区ごとにモデル地区を1か所設定し、実施したところでありまして、圧雪の厚さを薄く管理することにより、ざくざく路面発生の抑制や、道路脇の雪山、幅員の状況などについて確認をし、シーズンを通して、その効果や課題を検証したところでございます。

試行の結果についてであります。除雪地区の統合により、例年の倍となる基本2回の排雪作業がスムーズに進んだことや、穏やかな気象状況であったことによりまして、モデル地区と、それ以外の地区での道路幅や圧雪厚にあまり差がなく、広範囲のざくざく路面の発生もなかったため、路面管理手法の比較が難しいシーズンとなったところであります。生活道路の路面管理手法につきましては、その年の気象状況に左右されるため、引き続き、令和4年度以降も試行と検証を行いながら、本市に適した路面管理手法について、検討してまいりたいと考えております。

次に、資料2枚目、除排雪業務の統合地区拡大についてでございます。令和3年度におきましては、石狩川、忠別川、牛朱別川を境として、除雪業務を4つの地区に試行的に統合しておりますが、令和2年度の地区統合の試行における、主センターに進捗管理や書類整理などの業務が集中した、市民対応など、除雪センター間で共有すべき情報が増加したといった課題に対応するため、令和3年度におきましては、主センターと支所センターの役割の明確化や、柔軟な人員配置、センター間の情報の引継ぎなど、情報共有のルールづくりに取り組んだことによりまして、管理体制上の新たな課題などはなく、地区統合による業務が円滑に履行されたと考えているところでございます。また、令和4年度の取組につきましては、令和3年度の取組を踏まえまして、人的リソースの有効活用や、合理的なセンター運営に向けて、除雪センターの在り方について検討してまいりたいと考えております。

まず1つ目は、除雪センターの運営体制の検討といたしまして、除雪センターの担い手や交代要

員が不足している状況があることと、除雪センターへの市民からの要望等はその日の気象状況に左右されるものでございますが、深夜帯に極端に減少するなど偏りがあることなどから、要望の少ない夜間要望窓口の集約化を検討しているところでございます。集約化につきましては、除雪企業との意見交換を行っているところでありますが、具体的には、午後10時から午前5時までの深夜帯の要望件数につきましては、昨年度の要望の多い月の平均で1日2件程度、苦情が多かった令和2年度でも4件程度であったことから、24時間体制の除雪センターを試行的に4か所から1か所に集約し、深夜帯に各地区の除雪センターに寄せられる要望につきましては、1つの除雪センターに転送して対応することを考えております。また、あらかじめ気象予報等々で、大雪など、天候の悪化が予想される場合につきましては、各センターに人員を配置いたしまして、これまでどおり、24時間で対応することを考えているところでございます。

2つ目に、要望処理体制の検討といたしまして、市民要望の聞き間違いや、認識の違いにより発生する対応の遅れやトラブルを防止するなど、要望処理対応の正確性の向上を図り、多様化する市民要望に対応するため、通話録音の導入についても検討を進めてまいります。また、除雪センターの運営体制につきましては、現在、旭川市雪対策審議会や除雪連絡協議会におきましても意見を伺っているところでございまして、その意見を踏まえながら、本年度の取組の検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの取組によりまして、除雪センター機能の集約化による効率化や、効果的な人員配置による除雪センター運営の充実を図りまして、4地区の除雪業務を継続しながら、除排雪体制の確保に努めていきたいと考えております。

以上、雪対策の取組について、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○まじま委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時00分